

山梨県公報

号外第八十四号

平成25年度定例監査実施状況（上期分）

日曜金	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
平成二十五年 十一月六日						

四 次

○監査の結果に関する報告の公表……………】

監査委員

山梨県監査委員告示第十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百九十九条の規定に基づいて執行した監査の結果に関する報告を同条第九項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十五年十一月六日

山梨県監査委員 芦 中 沢 幸 孝 正 敏 郎
同 同 中 沢 元 彦
河 村 辰 正 勤
西 敏 则 則

2 監査対象期間

平成24年度

3 監査の実施期間

平成25年4月22日～8月30日

4 監査の方法

定例監査は、監査対象期間における財務に関する事務及び工事の執行状況について、抽出の方法により、諸帳簿及び証明書類等を照査するとともに、現地調査、職員からの事情聴取により実施した。また、重点的に監査を行う事項（以下「重点事項」という。）を定めて監査を実施しており、今年度「税外収入未済に対する債権管理は適正か。」を昨年度に引き続き重点事項とした。重点事項の監査では、昨年度に指摘した事項の改善状況と新たに発生した収入未済債権の管理状況について監査を実施している。また、今年度は「建設工事における設計変更及び契約変更是適正に行われているか。」を工事監査の重点事項及び行政監査として定例監査と併せて実施している。

5 監査結果処理区分

定例監査結果は、次のとおり区分した。

区分	摘要	要
指摘事項	法令等に違反するなど著しく不適切な事務処理等と認められるもの	
指導事項	指摘事項以外で特に改善を要すると認められるもの	
注意事項	不適切な処理の内容が軽易なもので、単純な説明に起因すると認められるもの	
意見	監査の結果に基づき組織及び運営の合理化等に資すると認められる事項	

なお、行政監査は事務事業の効率性、経済性、有効性等の観点から監査を行ったため、結果については、改善・検討を要する事項を類型化して登載することとした。

6. 指導方法

指摘事項及び指導事項については、関係機関に対し監査結果を報告し、かつ、これを公表する。

また、監査対象機関等に対しては、文書で通知のうえ処理状況の回答を求める。なお、公表した事項については、その回答内容についても公表する。

注意事項については、監査対象機関等に文書で通知する。なお、必要があると認められる事項については、その処理状況の回答を求める。また、必要があると認められる意見については、監査対象機関に文書で提出する。また、必要があると認められるときは、監査の結果とともに公表する。なお、公表した事項については、その回答内容についても公表する。

7. 監査の結果

財務に関する事務及び工事の執行全般については、一部改善を要する事項が認められたが、それ以外については、概ね適正に処理されていた。

監査の結果、指摘事項、指導事項、注意事項、意見とした区分の集計は、下表のとおりである。

区分	収入	支出	給与	物品	財産	契約	工事	重点	その他	合計
指摘事項	1		1	2	1	6				11
指導事項	37	12	9	17	19	27	20	7		148
注意事項	3	3	3	4	23	23				59
意見										0
合計	41	15	9	21	25	50	44	13	0	218

所属毎の監査結果は、次のとおりである。

監査対象所属	知事政策局 法聴広報課
監査対象期間	平成24年度
監査実施日	平成25年8月8日、8月30日
（指摘事項）なし	監査の結果
（指導事項）なし	
（注意事項）なし	
（注意事項）1件（契約1）	

1) 住居手当の算定根拠となる住宅賃貸借契約の更新があったが、届出がされていなかったため給与基本台帳の家賃額が変更されていなかった。

（注意事項）なし

監査対象所属	知事政策局 行政改革推進課
監査対象期間	平成24年度
監査実施日	平成25年8月8日、8月30日
（指摘事項）なし	監査の結果

指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査対象所属	企画県民部 企画課
監査対象期間	平成24年度
監査実施日	平成25年6月7日、7月12日
（指摘事項）なし	監査の結果

（指摘事項）なし

監査対象所属	企画県民部 世界遺産推進課
監査対象期間	平成24年度
監査実施日	平成25年6月3日、7月10日

1) 購入した年賀はがきについて、財務規則第243条に規定する郵便切手類受払簿が作成されていなかった。

2) 貸借物品であるファクシミリ（使用場所：県民生活・男女参画課）について、財務規則第168条に規定する占有物品受入調書が作成されていなかった。

3) 財務規則第151条関係運用通知に基づく備品の現品確認について、一部帳簿と現品が一致していないものがあった。

（注意事項）なし

監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	
監査対象所属	企画県民部 生涯学習文化課
監査対象期間	平成24年度
監査実施日	平成25年6月5日、7月12日
監査対象所属	企画県民部 国民文化祭課
監査対象期間	平成24年度
監査実施日	平成25年6月7日、7月12日
監査対象所属	企画県民部 情報政策課（情報産業振興室）
監査対象期間	平成24年度
監査実施日	平成25年6月4日、7月10日
監査の結果	
(指摘事項)なし	
(指導事項)1件(契約1)	
1)業務委託契約について、次のとおり契約書に記載された契約条項に、履行されていないものがあった。	
①山梨県財務会計システム維持管理業務委託契約書第6条に、「受託者は管理技術者を定め、氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。」と規定されているが、履行されていなかつた。	
②山梨県職員ボーナルにおける人事異動作業の業務委託契約書第15条にある別記『情報セキュリティに関する特記事項』において、「受託者はセキュリティ責任者を、委託者に対して書面で明らかにしなければならない。」と規定されているが、履行されていなかつた。	
(注意事項)なし	
監査対象所属	企画県民部 給付調査課
監査対象期間	平成24年度
監査実施日	平成25年6月4日、7月10日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかつた。	
監査対象所属	企画県民部 県民生活・男女参画課
監査対象期間	平成24年度
監査実施日	平成25年6月4日、7月10日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかつた。	
監査対象所属	企画県民部 生涯学習文化課
監査対象期間	平成24年度
監査実施日	平成25年6月6日、7月31日
監査の結果	
(指摘事項)なし	
(指導事項)1件(支出し1)	
1)パークアンドライド等公共交通活性化事業費補助金について、補助金の交付内容を規定すべき交付要綱が事業開始日から約1ヶ月遅延して制定されていた。 また、当該補助金の交付決定を年度当初に遅延した日付で行っていた。	
(注意事項)なし	
監査対象所属	総務部 人事課
監査対象期間	平成24年度
監査実施日	平成25年8月5日、8月28日
監査の結果	
(指摘事項)なし	
(指導事項)2件(収入1、物品1)	
1)給与資金前渡口座に発生した利息について調定が遅延していた。	

2) 財務規則第151条関係運用通知に基づく備品の現品確認について、一部帳簿と現品が一致していないものがあった。

(注意事項) 1件 (支出1)

監査対象所属	総務部 職員厚生課
監査対象期間	平成24年度
監査実施日	平成25年7月31日、8月28日
監査の結果	

(指摘事項) なし
 (指導事項) 1件 (収入1)
 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。
 ①受託者はセキュリティ責任者を委託者に対し書面で明らかにしなければならない。」と規定されているが、履行されていなかった。
 ③暴力団排除条例に係る違約金徴収条項の記載が、単価契約のものとなっていた。

(注意事項) なし

監査対象所属	総務部 財政課
監査対象期間	平成24年度
監査実施日	平成25年7月31日、8月28日
監査の結果	

(指摘事項) なし
 (指導事項) 1件 (収入1)
 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。

監査対象所属	総務部 経営企画課
監査対象期間	平成24年度
監査実施日	平成25年8月6日、8月28日
監査の結果	

(指摘事項) なし
 (指導事項) 2件 (契約2)
 1) 自動車税分配情報作成業務委託契約において、単価契約の契約書に予定数量の記載がなかった。
 2) 複写サービスにおいて、単価契約の契約書に予定数量の記載がなかった。また、違約金条項の記載が単価契約のものとなっていた。

(注意事項) なし

監査対象所属	総務部 税務課
監査対象期間	平成24年度
監査実施日	平成25年8月6日、8月28日
監査の結果	

(指摘事項) なし
 (指導事項) 2件 (契約1)
 1) 防災FAX修繕請負契約において、契約保証金を免除しているにもかかわらず契約書に違約金条項が設けられていないかった。
 2) 自衛隊中型及び大型ヘリコプター消火用パケット点検業務委託契約において、契約書に次とのおり不備な事項があった。
 ①単価契約の契約書に予定数量の記載がなかった。
 ②契約期間のみの記載しかなく、点検の時期及び回数が明確でなかった。
 ③大型ヘリコプター用について違約金条項が設けられていないかった。また、中型ヘリコプター用については、違約金条項の記載が単価契約のものとなっていた。

(注意事項) 1件 (契約1)

監査対象所属	総務部 管財課
監査対象期間	平成24年度
監査実施日	平成25年7月26日、8月28日
監査の結果	

(指摘事項) なし
 (指導事項) 1件 (収入1)
 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。

監査対象所属	行政財産使用料
監査対象期間	過年度分 先後1件 1,915円
監査の結果	

(指摘事項) なし
 (指導事項) 2件 (給与2)
 1) 住居手当の支給開始時期の認定に誤りがあり、過払いとなっていた。
 2) 平成24年分の年末調整に係る所得税還付金が、給与資金前渡職員口座に滞留し、支給が遅延していた。

監査対象所属	福祉保健部 福祉保健総務課 (監査指導室)
監査対象期間	平成24年度
監査実施日	平成25年7月5日、8月2日
監査の結果	

監査対象所属	総務部 私学文書課
監査対象期間	平成24年度
監査実施日	平成25年7月31日、8月28日
監査の結果	

(注意事項)なし

監査対象所属	福祉保健部 長寿社会課
監査対象期間	平成24年度
監査実施日	平成25年7月5日、8月2日
監査の結果	

(指摘事項)1件(重点1)

- 1) 昨年度の定例監査において、収入未済に対する督促状が発付されていなかったことについて指導事項となっていたが、今年度の監査においても処遇改善交付金返還金の収入未済の一部に督促状が送付されていないものがあり、指導事項としたことが改善されていなかった。

(指導事項)1件(収入1)

- 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。

- ①高齢者居室等整備資金償還金
過年度分 先数 16件 15,974,741円
②高齢者居室等整備資金利子収入
過年度分 先数 16件 2,424,516円
③処遇改善交付金返還金
平成24年度分 先数 1件 103,009円

(注意事項)なし

監査対象所属	福祉保健部 国保援護課
監査対象期間	平成24年度
監査実施日	平成25年7月3日、8月2日
監査の結果	

指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査対象所属	福祉保健部 児童家庭課
監査対象期間	平成24年度
監査実施日	平成25年7月4日、8月2日
監査の結果	

(指摘事項)なし

(指導事項)2件(収入1、重点1)

- 1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。

〔一般会計〕

- ①児童入所施設保護者等負担金
過年度分 9,383,846円 平成24年度分 5,090,844円
合計 先数 129件 14,474,690円

②雑入(児童福祉施設等措置費過払い金返還金)

- 過年度分 先数 3件 115,056円
③雑入(児童扶養手当の過払い等の返納金)
過年度分 先数 26件 7,086,980円

〔母子寡婦福祉資金特別会計〕

- ①母子福祉資金貸付金償還金
過年度分 2,823,793円 平成24年度分 27,338円 合計 先数 7件 2,851,131円
②母子福祉資金貸付金償還金利子
過年度分 先数 1件 66,273円

(注意事項)なし

監査対象所属	福祉保健部 障害福祉課
監査対象期間	平成24年度
監査実施日	平成25年7月3日、8月2日
監査の結果	

(指摘事項)1件(重点1)

- 1) 昨年度の定例監査において、収入未済に対する督促状が発付されていなかったことについて指導事項となっていたが、今年度の監査においても心身障害者扶養共済年金返還金の収入未済の一部に督促状が発付されていないものがあり、指導事項としたことが改善されていなかった。

(指導事項)3件(収入1、支出1、契約1)

- 1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。

- ①児童措置費負担金
過年度分 664,050円 平成24年度分 151,580円 合計 先数 3件 815,630円
②児童福祉総務費負担金(短期入所食費負担)
過年度分 先数 4件 32,376円
③児童福祉総務費負担金(心身障害者扶養共済掛金)
④児童福祉総務費負担金(心身障害者扶養共済年金返還金)
平成24年度分 先数 1件 100,000円
⑤在宅重度心身障害者居室整備資金償還金
過年度分 先数 44件 1,574,200円
⑥在宅重度心身障害者居室整備資金償還金
過年度分 先数 14件 2,058,680円
また、児童福祉総務費負担金(心身障害者扶養共済年金返還金)については、平成24年度分のれい入額が收取されていなかった。

- 2) 山梨県地域自殺対策緊急強化民間団体等事業費補助金において、実績報告に基づく額の確定により発生したれい入額が、納期限までに收取されていなかった。
3) 高次脳機能障害支援センター運営事業について、単独随意契約で実施しているが、当該事業を実施できる病院が、県内で1箇所とする理由が脆弱であった。

(注意事項)なし

監査対象所属	福祉保健部 医務課
監査対象期間	平成24年度
監査実施日	平成25年7月3日、8月2日
監査の結果	

(指摘事項)なし

- 1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。

看護職員修学資金貸付金償還金

過年度分	2,633,000円	平成24年度分	2,581,084円
合計	先数	3件	19,052,950円
(注意事項) 1件 (契約1)			

監査対象所属	福祉保健部衛生業務課
監査対象期間	平成24年度
監査実施日	平成25年7月4日、8月2日
監査の結果	

(指摘事項) なし	(指導事項) 3件 (支出1、物品1、財産1)
1) 平成23年度保健衛生施設等施設整備費国庫補助金について、国からの内示前に物品を購入し たため、補助対象とされず補助金の返還を求められていた。	
2) 資金前渡で購入した物品について、財務規則第149条に基づく物品購入報告書が作成され ていなかった。	
3) 普通財産である土地の使用貸借契約について、更新を行っているが、公有財産事務取扱規則 第50条第1項の規定に基づく移動報告がなされていなかった。	
また、契約が双方代理(契約当事者が同一人)となっていた。	
(注意事項) なし	

監査対象所属	福祉保健部 健康増進課
監査対象期間	平成24年度
監査実施日	平成25年7月3日、8月2日

監査対象所属	森林環境部 環境整備課
監査対象期間	平成24年度
監査実施日	平成25年6月13日、7月26日

監査対象所属	森林環境部 みどり自然課
監査対象期間	平成24年度
監査実施日	平成25年6月14日、7月26日
監査の結果	
(指摘事項) なし	(指導事項) 2件 (収入1)
(指導事項) 1件 (管理補償従事者保険料補助企事業において、補助金交付要綱に変更申請を要しない軽微な 更の範囲が定められていなかった。また、変更交付申請をせずに実績報告書で減額していた。	
(指導事項) 2件 (炭酸ガス購入の支出科目について消耗品費としないで備品購入費として処理されていた)	
(注意事項) なし	

監査対象所属	森林環境部 森林整備課
監査対象期間	平成24年度
監査実施日	平成25年6月14日、7月26日
監査の結果	
(指摘事項) なし	(指導事項) 1件 (収入1)
(指導事項) 1件 (1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 稚入(土砂の不法投棄に係る不当利得の返還請求) 過年度分 31,768,800円 平成24年度分 761,250円 合計 先数 1件 32,530,050円	
(注意事項) なし	

監査対象所属	森林環境部 大気水質保全課
監査対象期間	平成24年度
監査実施日	平成25年6月13日、7月26日
監査の結果	
(指摘事項) なし	(指導事項) 1件 (収入1)
(指導事項) 1件 (1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 「一般会計」 ①林業構造改善事業費補助金返還金	
(注意事項) なし	

監査対象所属	森林環境部 林業振興課
監査対象期間	平成24年度
監査実施日	平成25年6月14日、7月26日
監査の結果	
(指摘事項) なし	(指導事項) 1件 (収入1)
(指導事項) 1件 (1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。	
(注意事項) なし	

過年度分	先数 3件 19,052,950円
2) 借受財産について、公有財産事務取扱規則に基づく移動報告書が提出されていないものがあ った。	
(注意事項) なし	
監査対象所属	森林環境部 環境整備課
監査対象期間	平成24年度
監査実施日	平成25年6月13日、7月26日
監査の結果	

過年度分 先数 1件 14,867,804円	〔恩賜県有財産特別会計〕
①林業・木材産業改善資金償還金	かわらず、公有財産事務取扱規則第54条第2項の規定に基づく借受財産移動報告書を提出しないなかった。
過年度分 11,960,000円 平成24年度分 5,100,000円 合計 先数 3件 17,060,000円	3) アカマツ外 5,954本の立木公買契約において、契約相手方が法人の場合には、法人名と法人用の押印とともに代表者の記名押印が必要とされているが、契約書の買受人の記名押印欄に法人名と法人の押印がなされていたが、代表者印(代表取締役)が押印されていなかった。
②林業・木材産業改善資金償還金過年度分 490,189円 平成24年度分 235,393円 合計 先数 2件 725,582円	4) 林道南アルプス線(北沢橋工区)改良工事 外2件の変更契約について、変更契約は、概ね出来高部分が請負代金額の範囲を超えることと「建設工事の設計及び契約変更事務処理要領」に規定されているが、その時期を過ぎて変更契約において、工事金額の変更に係る、工事打合簿が作成されていなかった。
(注意事項)なし	5) 清里の森舗装工事の変更契約において、工事金額の変更に係る、工事打合簿が作成されていなかった。
監査対象所属 森林環境部 県有林課	監査の結果
監査対象期間 平成24年度	
監査実施日 平成25年6月18日、7月26日	
(指摘事項)なし	
(指導事項)1件(収入1)	
1) 雇入に収入未済があった。	
「清里の森」別荘地の建物取去・土地明け渡し請求訴訟に係る建物強制取去経費 平成15年度分 先数 1件 2,935,800円	
(注意事項)なし	
監査対象所属 森林環境部 治山林道課	監査の結果
監査対象期間 平成24年度	
監査実施日 平成25年6月13日、7月26日	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	
(重点・行政監査)なし (工事件数3件中2件抽出)	
監査対象所属 森林環境部 中北林務環境事務所	監査の結果
監査対象期間 平成24年度	
監査実施日 平成25年5月8～10日、6月4日	
(指摘事項)なし	
(指導事項)5件(収入1、財産2、工事2)	
1) 嵩入について、次のとおり収入未済があった。	
[一般会計]	
①工事契約解除に伴う前払金返還利息 過年度分 先数 2件 74,424円	
〔恩賜県有財産特別会計〕	
①行政財産使用料 過年度分 先数 1件 738円	
②土地貸付料 過年度分 15,415,933円 平成24年度分 6,584,953円 合計 先数 24件 22,000,946円	
③違約金及び延滞利息 過年度分 2,659,750円 平成24年度分 134,156円 合計 先数 22件 2,793,906円	
④離入 (和解に基づく滞納貸付料の納入に係る利息、清里の森別荘地の未払賃料、損害金及び延滞約金の支払い請求訴訟に係る損害金) 過年度分 先数 2件 569,930円	

2) 借受財産(南アルプス市芦安通内地)の借受期間について、契約更新を行っているにもかかわらず、公有財産事務取扱規則第54条第2項の規定に基づく借受財産移動報告書を提出しないなかった。

3) アカマツ外 5,954本の立木公買契約において、契約相手方が法人の場合には、法人名と法人用の押印とともに代表者の記名押印が必要とされているが、契約書の買受人の記名押印欄に法人名と法人の押印がなされていたが、代表者印(代表取締役)が押印されていなかった。

4) 林道南アルプス線(北沢橋工区)改良工事 外2件の変更契約について、変更契約は、概ね出来高部分が請負代金額の範囲を超えることと「建設工事の設計及び契約変更事務処理要領」に規定されているが、その時期を過ぎて変更契約において、工事金額の変更に係る、工事打合簿が作成されていなかった。

5) 清里の森舗装工事の変更契約において、工事金額の変更に係る、工事打合簿が作成されていなかった。

(注意事項)5件(収入1、契約1、工事3)

(重点・行政監査)5件(工事件数22件中8件抽出)

1) 变更契約は、概ね出来高部分が請負代金額の範囲を超えない時期までにすることと「建設工事の設計及び契約変更事務処理要領」に規定されているが、その時期を過ぎて変更契約を締結していた。(3件)(再掲)

2) 工事金額に係る変更契約をしていたが、工事打合簿が作成されていないものがあった。

3) 設計及び契約変更を行っているもののうち、当初設計を行う際の調査が不十分であったことが原因で、設計変更を行っているものがあった。(4件)

4) 設計及び契約変更を行っているもののうち、当初設計の誤謬が原因のものがあった。(2件)

5) 設計及び契約変更を行っているもののうち、当初設計の脱漏が原因のものがあった。(1件)

監査対象所属 森林環境部 緑東林務環境事務所	監査の結果
監査対象期間 平成24年度	
監査実施日 平成25年4月25～26日、5月30日	
(指摘事項)なし	
(指導事項)1件(収入1)	
1) 嵩入について、次のとおり収入未済があった。	
①工事契約解除に伴う前払金返還利息 平成24年度分 先数 1件 240,476円	
②公正入札違約金 平成23年度分 先数 3件 38,478,930円	
(注意事項)1件(物品1)	
(重点・行政監査)なし(工事件数16件中6件抽出)	
監査対象所属 森林環境部 険南林務環境事務所	監査の結果
監査対象期間 平成24年度	
監査実施日 平成25年4月24～26日、5月29日	
(指摘事項)なし	
(指導事項)4件(契約2、工事2)	
1) 県有林素材の種(へ)積及び販売義務委託契約において、契約書に違約金条項と予定数量の記載がなかった。	
2) 伐木造材・集成材・運材・作業道補修業務請負契約において、増額にあたる一部工事は完了していながらわらず、委託費全体が確定した後に変更契約を締結していた。	
3) 林道池の茶屋線改築工事 外1件の変更契約において、変更契約は、概ね出来高部分が請負代金額の範囲を超えない時期までにすることと「建設工事の設計及び契約変更事務処理要領」	

2) 借受財産(南アルプス市芦安通内地)の借受期間について、契約更新を行っているにもかかわらず、公有財産事務取扱規則第54条第2項の規定に基づく借受財産移動報告書を提出しないなかった。

3) アカマツ外 5,954本の立木公買契約において、契約相手方が法人の場合には、法人名と法人用の押印とともに代表者の記名押印が必要とされているが、契約書の買受人の記名押印欄に法人名と法人の押印がなされていたが、代表者印(代表取締役)が押印されていなかった。

4) 林道南アルプス線(北沢橋工区)改良工事 外2件の変更契約について、変更契約は、概ね出来高部分が請負代金額の範囲を超えることと「建設工事の設計及び契約変更事務処理要領」に規定されているが、その時期を過ぎて変更契約を締結していた。

5) 清里の森舗装工事の変更契約において、工事金額の変更に係る、工事打合簿が作成されていなかった。

(注意事項)5件(収入1、契約1、工事3)

(重点・行政監査)5件(工事件数22件中8件抽出)

1) 变更契約は、概ね出来高部分が請負代金額の範囲を超えない時期までにすることと「建設工事の設計及び契約変更事務処理要領」に規定されているが、その時期を過ぎて変更契約を締結していた。(3件)(再掲)

2) 工事金額に係る変更契約をしていたが、工事打合簿が作成されていないものがあった。

3) 設計及び契約変更を行っているもののうち、当初設計を行う際の調査が不十分であったことが原因で、設計変更を行っているものがあった。(4件)

4) 設計及び契約変更を行っているもののうち、当初設計の誤謬が原因のものがあった。(2件)

5) 設計及び契約変更を行っているもののうち、当初設計の脱漏が原因のものがあった。(1件)

監査対象所属 森林環境部 険南林務環境事務所	監査の結果
監査対象期間 平成24年度	
監査実施日 平成25年4月24～26日、5月29日	
(指摘事項)なし	
(指導事項)4件(契約2、工事2)	
1) 県有林素材の種(へ)積及び販売義務委託契約において、契約書に違約金条項と予定数量の記載がなかった。	
2) 伐木造材・集成材・運材・作業道補修業務請負契約において、増額にあたる一部工事は完了していながらわらず、委託費全体が確定した後に変更契約を締結していた。	
3) 林道池の茶屋線改築工事 外1件の変更契約において、変更契約は、概ね出来高部分が請負代金額の範囲を超えない時期までにすることと「建設工事の設計及び契約変更事務処理要領」	

に規定されているが、その時期を過ぎて変更契約を締結していた。4) 林道佐野林檻之上線維持修繕工事の変更契約において、工事金額の変更に係る工事打合簿が作成されていなかった。

(注意事項) 5件 (支出1、契約1、工事3)

(重点・行政監査) 5件 (工事件数191件中8件抽出)

1) 変更契約は、概ね出来高部分が請負代金額の範囲を超えない時期までにすること 「建設工事の設計及び契約変更事務処理要領」に規定されているが、その時期を過ぎて変更契約を締結していた。(2件)(再掲)

2) 工事金額に係る変更契約をしていたが、工事打合簿が作成されていないものがあった。

(1件)(再掲)

3) 設計及び実約変更を行っているもののうち、当初設計を行う際の調査が不十分であったことが原因で、設計変更を行っているものがあった。(2件)

4) 設計及び契約変更を行っているもののうち、当初設計の誤謬が原因のものがあった。(3件)

5) 設計及び契約変更を行っているもののうち、当初設計の脱漏が原因のものがあった。(2件)

監査対象所属	森林環境部 富士・東部林務環境事務所
監査対象期間	平成24年度
監査実施日	平成25年6月12日、7月19日
監査の結果	
(指摘事項) なし	
(指導事項) なし	
(注意事項) なし	

監査対象所属	産業労働部 産業政策課(海外展開・成長分野推進室)
監査対象期間	平成24年度
監査実施日	平成25年6月12日、7月19日
監査の結果	
(指摘事項) なし	
(指導事項) 1件 (給与1)	
(注意事項) なし	

監査対象所属	産業労働部 商業振興金融課
監査対象期間	平成24年度
監査実施日	平成25年6月11日、7月19日
監査の結果	
(指摘事項) なし	
(指導事項) 2件 (収入1、契約1)	
(注意事項) なし	

監査対象所属	産業労働部 産業支援課
監査対象期間	平成24年度
監査実施日	平成25年6月10日、7月19日
監査の結果	
(指摘事項) 1件 (財産1)	
(指導事項) 2件 (収入1、物品1)	
(注意事項) なし	

監査対象所属	エネルギー局 エネルギー政策課
監査対象期間	平成24年度
監査実施日	平成25年6月25日、7月31日
監査の結果	
(指摘事項) なし	
(指導事項) 1件 (契約1)	
(注意事項) なし	

監査対象所属	産業労働部 産業集積推進課
監査対象期間	平成24年度
監査実施日	平成25年6月10日、7月19日
監査の結果	
(指摘事項) なし	
(指導事項) なし	
(注意事項) なし	

監査の結果

(指導事項) なし

(指導事項) 1件 (収入 1)

1) 収入について、次のとおり収入未溝があった。

①山梨県産業集積促進助成金返還金

平成22年度分 先数 1件 78,401,000円

②山梨県産業集積促進助成金返還金延滞料

過年度分 33,828,000円 平成24年度分 29,050,500円 合計 先数1件 62,878,500円

(注意事項) なし

指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査の結果

(指導事項) なし

(指導事項) 2件 (収入1、財産1)

1) 富士北麓駐車場県道路公社負担金について、「山梨県富士北麓駐車場の管理運営に係る覚書」において、県はマイカー規制終了（8月）後2か月以内に、額を確定したうえで請求すると記載されているにもかかわらず、翌年3月に調定を行っていた。
また、富士北麓駐車場交通事業者負担金について、年度当初から負担金額は同覚書きにより確定しているにもかかわらず、翌年3月に調定を行っていた。2) 富士ビジターセンター用地など土地40件の財産を借受けていたが、31件について借受財産移動報告がなされておらず、借受財産台帳が未整備であった。
また、借受財産台帳の借受料の更新がなされていないものが3件あった。

(指導事項) なし

(指導事項) 1件 (契約1)

(注意事項) 1件 (注意事項)

監査の結果

(指導事項) なし

(指導事項) 1件 (収入 1)

1) 勘定科目について、次のとおり勘定未溝があった。

①山梨県産業集積促進助成金返還金

平成22年度分 先数 1件 78,401,000円

②山梨県産業集積促進助成金返還金延滞料

過年度分 33,828,000円 平成24年度分 29,050,500円 合計 先数1件 62,878,500円

(注意事項) なし

監査の結果

(指導事項) なし

(指導事項) 1件 (収入 1)

1) 勘定科目について、次のとおり勘定未溝があった。

①山梨県産業集積促進助成金返還金

平成22年度分 先数 1件 78,401,000円

②山梨県産業集積促進助成金延滞料

過年度分 33,828,000円 平成24年度分 29,050,500円 合計 先数1件 62,878,500円

(注意事項) なし

監査の結果

(指導事項) なし

(指導事項) 1件 (収入 1)

1) 勘定科目について、次のとおり勘定未溝があった。

①山梨県産業集積促進助成金返還金

平成22年度分 先数 1件 78,401,000円

②山梨県産業集積促進助成金延滞料

過年度分 33,828,000円 平成24年度分 29,050,500円 合計 先数1件 62,878,500円

(注意事項) なし

監査の結果

(指導事項) なし

(指導事項) 1件 (収入 1)

1) 勘定科目について、次のとおり勘定未溝があった。

①山梨県産業集積促進助成金返還金

平成22年度分 先数 1件 78,401,000円

②山梨県産業集積促進助成金延滞料

過年度分 33,828,000円 平成24年度分 29,050,500円 合計 先数1件 62,878,500円

(注意事項) なし

監査の結果

(指導事項) なし

(指導事項) 1件 (収入 1)

1) 勘定科目について、次のとおり勘定未溝があった。

①山梨県産業集積促進助成金返還金

平成22年度分 先数 1件 78,401,000円

②山梨県産業集積促進助成金延滞料

過年度分 33,828,000円 平成24年度分 29,050,500円 合計 先数1件 62,878,500円

(注意事項) なし

監査の結果

(指導事項) なし

(指導事項) 1件 (収入 1)

1) 勘定科目について、次のとおり勘定未溝があった。

①山梨県産業集積促進助成金返還金

平成22年度分 先数 1件 78,401,000円

②山梨県産業集積促進助成金延滞料

過年度分 33,828,000円 平成24年度分 29,050,500円 合計 先数1件 62,878,500円

(注意事項) なし

(1) 農作財産測量業務委託契約において、契約保証金を免除していったが、契約書に違約金条項が設けられていないものが3件あった。	
(注意事項) 1件 (契約1)	
監査対象所属	農政部 農業食品安全課（農産物販売戦略室）
監査対象期間	平成24年度
監査実施日	平成25年7月24日、8月26日
(指摘事項)なし	
(指導事項) 1件 (契約1)	
1) 農産物輸出促進緊急支援業務委託契約書及び高品質などう安定生産支援業務委託契約書において、契約保証金を免除していたが、契約書に違約金条項が設けられていなかった。	
(注意事項)なし	
監査対象所属	農政部 農産課
監査対象期間	平成24年度
監査実施日	平成25年7月25日、8月26日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	
(注意事項)なし	
監査対象所属	農政部 農産課
監査対象期間	平成24年度
監査実施日	平成25年7月25日、8月26日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	
(注意事項)なし	
監査対象所属	農政部 花き農産課
監査対象期間	平成24年度
監査実施日	平成25年7月25日、8月26日
監査の結果	
(指摘事項)なし	
(指導事項) 2件 (財産1、契約1)	
1) 公有財産の貸付及び使用許可において、公有財産事務取扱規則第50条第2項に定める移動報告がなされていないものが7件あった。	
2) 富士湧水の里水族館土地賃貸借契約について、平成24年度分の土地使用料に係る支出負担行為同いが遅延していた。	
また、契約書が長期継続契約のものとなっていた。	
(注意事項) 2件 (財産2)	
監査対象所属	農政部 農業技術課（若い手対策室）
監査対象期間	平成24年度
監査実施日	平成25年7月25日、8月26日
監査の結果	
(指摘事項)なし	
(指導事項) 4件 (収入1、支出1、財産1、工事1)	
1) 延入について、次のとおり収入未済があった。	
①工事契約解除に伴う前払金返還利息 過年度分 先敷1件 45,867円	
②公正入札保証金 過年度分 先敷3件 34,415,866円	
2) 離部金繰越整理簿が逓年となっておらず、また繰越金額に錯誤があった。	
3) 取得用地に未登記のものがあった。	
過年度分 211筆 平成24年度分 77筆 合計288筆	
4) 山地区農道第1号道路工事(明記)外2件の変更契約について、変更契約は、概ね出来高部分が譲負代金額の範囲を超えない時期までにすることと「建設工事の設計及び契約変更事項事務処理要領」に規定されているが、その時期を過ぎて変更契約を締結していた。	
(注意事項) 2件 (財産1、工事1)	
1) 変更契約は、概ね出来高部分が譲負代金額の範囲を超えない時期までにすることと「建設工事の設計及び契約変更事項事務処理要領」に規定されているが、その時期を過ぎて変更契約を締結していた。(3件)(再掲)	
2) 設計及び契約変更を行っているもののうち、当初設計の誤謬が原因のものがあった。(1件)	
監査対象所属	農政部 農業技術課
監査対象期間	平成24年度
監査実施日	予備監査 平成25年7月25日、8月26日
監査の結果	
(指摘事項)なし	
(指導事項) 2件 (収入1、契約1)	
1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。	
①農業改良資金貸付金償還金 過年度分 先敷16件 133,632,635円	
②農業改良資金貸付金違約金 過年度分 14,428,054円 平成24年度分 1,114,301円 合計 先敷8件 15,542,355円	
2) 「やまなしの逸品開発業務委託契約書」において、契約保証金を免除していたが、違約金条項が設けられていなかった。	
監査対象所属	農政部 西南農務事務所

監査対象期間	平成24年度	監査の結果
監査実施日	平成25年5月27～28日、6月26日	
(指摘事項)なし		
(指導事項)5件	(収入1、支出1、物品1、財産1、工事1)	
1) 島入について次のとおり収入未済があった。		
契約解除に伴う前払金返還利息 平成24年度分 1件 32,434円		
2) 人・農地・プラン作成に係る意見交換会開催に要する経費において、外部講師へ報償費・旅費を支払う際に控除した所得税の納付が約2か月遅延していた。		
3) ふるさと情報マン設置事業において、委嘱者への報償物品として購入した商品券のうち、受取辞退があつた商品券について受払簿が作成されておらず、そのまま保管していた。		
4) 取得用地に未登記のものがあった。		
過年度分 138筆 平成24年度分 59筆 合計197筆		
5) 積穫地区農道第5号道路工事において、契約変更理由・内容が、山梨県公共事業ポータルサイトの情報公開サービスにて公表されていなかつた。		
(注意事項)1件(工事1)		
(重点・行政監査)2件 (工事件数46件中6件抽出)		
1) 変更要約の内容が山梨県公共事業ポータルサイトへの記載による公表が行われていないものがあつた。(1件)(再掲)		
2) 設計及び契約変更を行つているもののうち、当初設計の誤謬が原因のものがあつた。(1件)		
監査対象所属	農政部 富士・東部農務事務所	
監査対象期間	平成24年度	
監査実施日	平成25年5月22～24日、6月27日	監査の結果
(指摘事項)なし		
(指導事項)4件 (収入1、物品2、財産1)		
1) 県有土地改良財産の使用料の割定が遅延していた。		
2) 財務規則第151条関係通知に定める備品の現品確認について、物品出納員への報告を行つたとしたとする文書が保存されていなかつた。また、備品台帳に登載されているコンピューターについて、現物が確認できなかつた。		
3) 物品要求書に記載すべき限度額、帳簿登載省略理由、予定価格調書作成省略の要件である「限度額を予定価格とする」旨の記載がないものがあつた。		
4) 取得用地に未登記のものがあつた。	過年度分6筆	
(注意事項)なし		
(重点・行政監査)なし		
監査対象所属	県土整備部 道路整備課(高速道路推進室)	
監査対象期間	平成24年度	
監査実施日	平成25年7月17日、8月23日	監査の結果
(指摘事項)なし		
(指導事項)1件 (契約1)		
1) 中部横断自動車道に伴う工事用道路の整備工事等及び中部横断自動車道建設事業、建設発生土搬入に伴う県道運用静川線外改良工事等の平成24年度契約において、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第4条第1号から第3号に掲げる事項が書面により明らかにされていなかつた。		
(注意事項)なし		
(重点・行政監査)なし (工事件数58件中2件抽出)		
監査対象所属	県土整備部 道路管理課	
監査対象期間	平成24年度	
監査実施日	平成25年7月17日、8月21日	監査の結果
(指摘事項)なし		
(指導事項)なし		
(注意事項)1件 (契約1)		
(重点・行政監査)なし (工事件数32件中2件抽出)		
(指摘事項)なし		
(指導事項)2件 (収入1、契約1)		
1) 設計及び契約変更を行つているもののうち、当初設計の脱漏が原因のものがあつた。(1件)		
(重点・行政監査)1件 (工事件数57件中8件抽出)		
監査対象所属	県土整備部 県土整備総務課(美しい県土づくり推進室、建設業対策室)	
監査対象期間	平成24年度	
監査実施日	平成25年7月23日、8月23日	監査の結果
(指摘事項)なし		
(指導事項)なし		
(注意事項)なし		
(重点・行政監査)なし (工事件数32件中2件抽出)		
(指摘事項)なし		
(指導事項)2件 (収入1、契約1)		
1) 島入について、次のとおり収入未済があつた。		
工事契約解除に伴う前払金返還利息 平成24年度分 先數1件 13,952円		
2) 建設業情報管理システム電算処理業務委託において、単価契約の契約書に予定期量の記載が		

(指摘事項)なし
(指導事項)1件 (収入1)
1)歳入について、次のとおり収入未済があつた。

- ①河川工事等原因者負担金
過年度分 先数1件 35,457,250円
②離入（土砂の不法投棄に係る不当利得の返還請求）
過年度分 先数1件 122,630,985円

（注意事項）なし
(重点・行政監査)なし (工事件数18件中1件抽出)

(指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。)
(重点・行政監査)なし (工事件数3件中1件抽出)

監査対象所属	県土整備部 建築住宅課
監査対象期間	平成24年度
監査実施日	平成25年7月19日、8月23日

監査の結果

(指摘事項)1件 (重点1)
1)昨年度の定期監査において、指導事項となっていた、県営住宅使用料、県営住宅駐車場使用料保証金について、「山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則」に定められた督促状の発付が、納期超過後20日以内に行われていなかつた。

- また、同じく昨年度の定期監査において、指導事項となっていた、県営住宅使用料及び県営住宅駐車場使用料の督査管理について、「山梨県債権回収及び処理マニュアル」に定める様式に準じた延滞債権管理簿が作成されていなかつた。

(指導事項)2件 (収入1、支出1)
1)歳入について、次のとおり収入未済があつた。

- ①行政財産使用料
過年度分 先数1件 9,450円

②県営住宅使用料
過年度分 362,685,892円 平成24年度分 42,435,140円

合計 先数 1,206件 405,121,032円

③県営住宅駐車場使用料
過年度分 249,500円 平成24年度分 852,400円

合計 先数 132件 1,101,900円

④県営住宅駐車場保証金
平成24年度分 先数1件 6,000円

⑤県営住宅被損賠償金
過年度分

合計 先数 27件 546,235円

⑥無断退去者の退去修繕費

過年度分 351,500円 平成24年度分 3,102,300円

合計 先数 3件 453,800円

⑦県営住宅明け渡し不履行損害賠償金
過年度分

合計 先数 6件 2,681,291円

2)平成24年度山梨県高気温危険判定士養成講習会開催経費において、講師屋食代を資金前渡として決済されていたが、使用当日に指定金融機関での手続きをしていなかつたため、当日支払されていなかつた。

(注意事項)1件 (工事1)

(重点・行政監査)2件 (工事件数4件中2件抽出)

- 1)変更契約は、掲ね出来高部分が請負代金額の範囲を超えない時期までにすること「建設工事の設計及び契約変更事務処理要領」に規定されているが、その時期を過ぎて変更契約を締結していた。(2件)(再掲)

2)設計及び契約変更を行っているもののうち、当初設計の誤謬が原因のものがあつた。(1件)

(注意事項)1件 (収入1)

(重点・行政監査)2件 (工事件数4件中2件抽出)

- 1)変更契約は、掲ね出来高部分が請負代金額の範囲を超えない時期までにすること「建設工事の設計及び契約変更事務処理要領」に規定されているが、その時期を過ぎて変更契約を締結していた。(2件)(再掲)

2)設計及び契約変更を行っているもののうち、当初設計の誤謬が原因のものがあつた。(1件)

(注意事項)1件 (収入1)

監査対象所属	県土整備部 下水道課
監査対象期間	平成24年度
監査実施日	平成25年7月18日、8月23日

監査の結果

指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかつた。

監査対象所属	県土整備部 中北建設事務所(本所)
監査対象期間	平成24年度

監査の結果

監査実施日	平成25年5月20～22日、6月26日	監査の結果
(指摘事項) 1件 (工事1) (重複・行政監査) 4件 (工事件数27件中7件抽出)		
1) 史跡舞鶴城公園石積み復元補修工事における変更契約事務において著しく不適切な事務処理があった。(1件) (再掲)		
①当初契約の工事の目的である石積み復元補修を逸脱する、鉄門周りの安全施設の整備、鉄門周りの舗装工を設計変更、契約変更で追加施工していた。		
②変更見込額が請負代金額の30%を超える設計変更は、本庁事業所管課長あてに予め協議することと、建設工事の設計及び契約変更事務処理要領で規定されているが、変更部分に係る工事終了後に協議が行われていた。		
③変更契約は、概ね出来高部分が請負代金額の範囲を超えない時期までにすることと「建設工事の設計及び契約変更事務処理要領」に規定されているが、その時期を過ぎて変更契約を締結していた。(3件) (再掲)		
④工事打合簿を恒常に次長(事務)が代決していた。(1件) (再掲)		
5) 工事打合簿に金額の記載がなく、金額のわかる資料も添付されていなかった。(1件)		
①河川使用料	県土整備部 中北処設事務所(映北支所)	
過年度分 98,919円 平成24年度分 50,400円 合計 先数 6件 149,319円	監査対象期間	平成24年度
②道路使用料	監査実施日	平成25年5月16～17日、6月25日
過年度分 26,931円 平成24年度分 2,800円 合計 先数 8件 29,731円	監査の結果	
③工事契約解除前払金返還利息		
過年度分 先数 1件 34,356円		
④雑入（用地買収代金の返還を求めたもの）		
過年度分 先数 1件 1,339,906円		
2) 歳入に係る債権管理について、次のとおり適正に行われていないものがあった。	(指摘事項) なし	(指摘事項) なし
①平成24年度に発生した河川使用料に係る収入未済について、「山梨県債権回収及び処理マニュアル」に定める延滞債権管理簿が作成されておらず、「山梨県税外収入の督促及び延滞処分期に関する規則」に基づく督促状が、納期限後20日以内に発行されてないものがあった。	(收入1、重点1、財産1、工事3)	(歳入について、次のとおり収入未済があった。)
②平成24年度に発生した道路使用料に係る収入未済について、「山梨県債権回収及び処理マニュアル」に定める延滞債権管理簿への整理記録がされておらず、「山梨県税外収入の督促及び延滞処分期に関する規則」に基づく督促状が、納期限後20日以内に発行されていなかった。	①河川使用料	①歳入について、次のとおり収入未済があった。
③工事契約解除前払金返還利息	②道路使用料	②過年度分 先数 1件 50,000円
過年度分 先数 1件 145,556円	③工事契約解除前払金返還利息	③過年度分 先数 1件 314,475円 合計 先数 2件 579,975円
3) 扶養手当について、出生による事実発生日が月の初日以外で15日以内に届出があった場合には、翌月から支給されることとされているが、事実発生の月から支給認定をしていた。また、実際の支給額については、その翌月からの支給に過誤調整されていたが、認定簿の訂正がされていなかった。	2) 河川使用料について「山梨県税外収入の督促及び延滞処分期に関する規則」に定められた督促の発付が、納期限後20日以内に行われていなかった。	2) 河川使用料について「山梨県税外収入の督促及び延滞処分期に関する規則」に定められた督促の発付が、納期限後20日以内に行われていなかった。
4) 住居届の提出があった2名の住居手当の認定について、所定の様式によらず、別の様式で住居権者への回付処理で認定を行っていた。	3) 取得用地に未登記のものがあった。	3) 取得用地に未登記のものがあった。
5) 相川警報装置システムの平成24年6月分電気料の支払が遅延し、延滞利息が発生していた。	過年度分 232筆 平成24年度分 2筆 合計234筆	4) (一) 島上条官久保絵見堂線道路改良工事の変更契約について、工期延長に係る工事打合簿が作成されていなかった。
6) 原材料の管理について、在庫量一覧表は作成されていたが、財務規則第238条に規定されている原材料品出納簿が、作成されていなかった。	5) (一) 島上条官久保絵見堂線道路改良工事(明許)において、山梨県公共事業ポータルサイトの情報公開サービスで公表されている変更契約の内容が、変更設計書の理由・内容と一致していないかった。	5) (一) 島上条官久保絵見堂線道路改良工事(明許)において、山梨県公共事業ポータルサイトの情報公開サービスで公表されている変更契約の内容が、変更設計書の理由・内容と一致していないかった。
7) 取得用地に未登記のものがあった。	6) 茅野北杜垂崎線道路改良工事(4工区)(明許)外2件の変更契約について、変更契約は、概ね出来高部分が請負代金額の範囲を超えない時期までにすることと「建設工事の設計及び契約変更事務処理要領」に規定されているが、その時期を過ぎて変更契約を締結していた。(3件) (再掲)	6) 茅野北杜垂崎線道路改良工事(4工区)(明許)外2件の変更契約について、変更契約は、概ね出来高部分が請負代金額の範囲を超えない時期までにすることと「建設工事の設計及び契約変更事務処理要領」に規定されているが、その時期を過ぎて変更契約を締結していた。(3件) (再掲)
8) 設計及び契約変更に係る工事打合簿、本庁事業所管課長への設計変更の協議等、一連の決裁が全て、次長(事務)の代決で行われていた。	1) 変更契約は、概ね出来高部分が請負代金額の範囲を超えない時期までにすることと「建設工事の設計及び契約変更事務処理要領」に規定されているが、その時期を過ぎて変更契約を締結していた。(3件) (再掲)	1) 変更契約は、概ね出来高部分が請負代金額の範囲を超えない時期までにすることと「建設工事の設計及び契約変更事務処理要領」に規定されているが、その時期を過ぎて変更契約を締結していた。(3件) (再掲)
9) 史跡舞鶴城公園石積み復元補修工事(明許)外1件の変更契約について、変更契約は、概ね出来高部分が請負代金額の範囲を超えない時期までにすることと「建設工事の設計及び契約変更事務処理要領」に規定されているが、その時期を過ぎて変更契約を締結していた。	2) 工期延長に係る変更契約をしていたが、工事打合簿が作成されていなかった。(1件) (再掲)	2) 工期延長に係る変更契約をしていたが、工事打合簿が作成されていなかった。(1件) (再掲)
10) 山梨県公共事業ポータルサイトにて公表されている変更理由・内容が、設計変更の主たる変更理由・内容と一致していないものがあった。(1件) (再掲)	3) 山梨県公共事業ポータルサイトにて公表されている変更理由・内容が、設計変更の主たる変更理由・内容と一致していないものがあった。(1件) (再掲)	3) 山梨県公共事業ポータルサイトにて公表されている変更理由・内容が、設計変更の主たる変更理由・内容と一致していないものがあった。(1件) (再掲)
11) 設計及び契約変更を行っているもののうち、当初設計を行った際の調査が不十分であったことが原因で、設計変更を行っているもののうち、当初設計の誤謬が原因のものがあった。(1件)	4) 設計及び契約変更を行っているもののうち、当初設計を行った際の調査が不十分であったことが原因で、設計変更を行っているもののうち、当初設計の誤謬が原因のものがあった。(1件)	4) 設計及び契約変更を行っているもののうち、当初設計を行った際の調査が不十分であったことが原因で、設計変更を行っているもののうち、当初設計の誤謬が原因のものがあった。(1件)
12) 設計及び契約変更を行っているもののうち、当初設計の脱線が原因のものがあった。(2件)	5) 設計及び契約変更を行っているもののうち、当初設計の脱線が原因のものがあった。(2件)	5) 設計及び契約変更を行っているもののうち、当初設計の脱線が原因のものがあった。(2件)

(注意事項) 4件 (工事4)	(工事件数72件中6件抽出)	(注意事項) 4件 (工事4)
1) 変更契約は、概ね出来高部分が請負代金額の範囲を超えない時期までにすることと「建設工事の設計及び契約変更事務処理要領」に規定されているが、その時期を過ぎて変更契約を締結していた。(3件) (再掲)		
2) 工期延長に係る変更契約をしていたが、工事打合簿が作成されていなかった。(1件) (再掲)		
3) 山梨県公共事業ポータルサイトにて公表されている変更理由・内容が、設計変更の主たる変更理由・内容と一致していないものがあった。(1件) (再掲)		
4) 設計及び契約変更を行っているもののうち、当初設計を行った際の調査が不十分であったことが原因で、設計変更を行っているもののうち、当初設計の誤謬が原因のものがあった。(1件)		
5) 設計及び契約変更を行っているもののうち、当初設計の脱線が原因のものがあった。(2件)		

監査対象所属	県土整備部 岐東建設事務所
監査対象期間	平成24年度
監査実施日	平成25年5月13～15日、6月5日
	監査の結果
(指導事項)なし	
(指導事項)5件 (収入2、重点1、財産1、工事1)	
1) 嵌入について、次のとおり収入未済があった。	
①道路使用料 過年度分 9,800円 平成24年度分 25,200円 合計 先数3件 35,000円	
②河川使用料 過年度分 先数1件 4,400円	
③工事契約解除に伴う違約金及び延滞利息 過年度分 先数3件 825,397円	
④公正入札違約金 過年度分 先数1件 28,726,425円	
2) 道路使用料について調定の時期が遅延しているものがあった。3件 5,400円	
3) 取得用地に未登記のものがあった。	
4) 平成24年度に発生した道路使用料に係る収入未済5件5先43,000円について、「山梨県債権回収及び処理マニュアル」に定める延滞債権管理簿が作成されておらず、「山梨県税外收入の督促及び延滞処分に関する規則」に基づく督促状も発付されていなかった。	
また、河川使用料に係る収入未済1件先4,400円について、「山梨県債権回収及び処理マニュアル」に定める延滞債権管理簿への整理記録がされていなかった。	
5) 主要地方道甲府山梨県舗装工事(明許)外4件の変更契約について、変更契約は、概ね出来高部分が請負代金額の範囲を超えない時期までにすることと「建設工事の設計及び契約変更業務處理要領」に規定されているが、その時期を過ぎて変更契約を締結していた。	
(注意事項)3件 (物品2、工事1)	
1) 変更契約は、概ね出来高部分が請負代金額の範囲を超えない時期までにすることと「建設工事の設計及び契約変更業務處理要領」に規定されているが、その時期を過ぎて変更契約を締結していた。(5件)(再掲)	
2) 設計及び契約変更を行っているもののうち、当初設計の脱漏が原因のものがあった。(1件)	
監査対象所属	県土整備部 富士・東部建設事務所(本所)
監査対象期間	平成24年度
監査実施日	平成25年5月15～17日、6月21日
	監査の結果
(指導事項)1件 (重点1)	
1) 周年定期監査において、収入未済に対する督促状が発付されていなかったことについて指導事項となっていたが、今年度の監査においても水利利用料の収入未済に督促状が発付されておらず、指導事項としたことが改善されていなかった。	
(指導事項)3件 (収入1、財産1、工事1)	
1) 嵌入について、次のとおり収入未済があった。	
①水利使用料 過年度分 先数1件 92,977円	
②道路使用料 過年度分 10,560円 平成24年度分 1,600円 合計 先数1件 12,160円	
③工事契約解除に伴う前払金返還利息 過年度分 先数1件 31,636円	
2) 取得用地に未登記のものがあった。過年度分 595筆	
3) 多摩川外河川工事(明許)外2件の変更契約について、変更契約は、概ね出来高部分が請負代金額の範囲を超えない時期までにすることと「建設工事の設計及び契約変更業務處理要領」に規定されているが、その時期を過ぎて変更契約を締結していた。	
(注意事項)2件 (工事2)	
1) 変更契約は、概ね出来高部分が請負代金額の範囲を超えない時期までにすることと「建設工事の設計及び契約変更業務處理要領」に規定されているが、その時期を過ぎて変更契約を締結していた。(3件)(再掲)	
2) 設計及び契約変更を行っているもののうち、当初設計を行う際の調査が不十分であったことが原因で、設計変更を行っているものがあった。(1件)	
3) 設計及び契約変更を行っているもののうち、当初設計の脱漏が原因のものがあった。(2件)	
監査対象所属	県土整備部 岐南建設事務所
監査対象期間	平成24年度
監査実施日	平成25年5月9～10日、6月4日
	監査の結果
(指導事項)なし	
(指導事項)4件 (収入1、重点1、財産1、工事1)	
1) 嵌入について、次のとおり収入未済があった。	
①河川使用料 過年度分 295,080円 平成24年度分 1,276,260円	
合計 先数4件 1,571,340円	
②工事契約解除に伴う前払金返還利息 過年度分 先数3件 673,466円	
2) 河川使用料について、「山梨県税外収入の督促及び延滞処分に関する規則」に基づく、督促状を発付していないものがあった。	

監査対象所属	県土整備部 富士・東部建設事務所(吉田支所)
監査対象期間	平成24年度
監査実施日	平成25年5月13～14日、6月24日
	監査の結果

また、督促状の発が、遅延しているものもあった。

- 3) 取得用地に未登記のものがあった。過年度分 798筆
- 4) 国道140号舗装修繕工事(明許)外1件の変更契約について、変更契約は、概ね出来高部分が請負代金額の範囲を超えない時期までにすることと「建設工事の設計及び契約変更業務処理要領」に規定されているが、その時期を過ぎて変更契約を締結していた。

(注意事項)2件(工事2)

(重点・行政監査)3件 (工事件数28件中6件抽出)

- 1) 変更契約は、概ね出来高部分が請負代金額の範囲を超えない時期までにすることと「建設工事の設計及び契約変更業務処理要領」に規定されているが、その時期を過ぎて変更契約を締結していた。(2件)
- 2) 設計及び契約変更を行っているもののうち、当初設計を行いう際の調査が不十分であったことが原因で、設計変更を行っているものがあった。(2件)

- 3) 設計及び契約変更を行っているもののうち、当初設計の脱漏が原因のものがあった。(1件)

(注意事項)2件(工事2)

(重点・行政監査)3件 (工事件数18件中8件抽出)

- 1) 変更契約は、概ね出来高部分が請負代金額の範囲を超えない時期までにすることと「建設工事の設計及び契約変更業務処理要領」に規定されているが、その時期を過ぎて変更契約を締結していた。(5件)(再掲)
- 2) 設計及び契約変更を行っているもののうち、当初設計の脱漏が原因のものがあった。(1件)

- 1) 嵌入について、次のとおり収入未済があった。

①水利使用料
過年度分 先数1件 92,977円

②道路使用料
過年度分 10,560円 平成24年度分 1,600円 合計 先数1件 12,160円

③工事契約解除に伴う前払金返還利息
過年度分 先数1件 31,636円

2) 取得用地に未登記のものがあった。過年度分 595筆

3) 多摩川外河川工事(明許)外2件の変更契約について、変更契約は、概ね出来高部分が請負代金額の範囲を超えない時期までにすることと「建設工事の設計及び契約変更業務処理要領」に規定されているが、その時期を過ぎて変更契約を締結していた。

- 1) 嵌入について、次のとおり収入未済があった。

①水利使用料
過年度分 先数1件 92,977円

②道路使用料
過年度分 10,560円 平成24年度分 1,600円 合計 先数1件 12,160円

③工事契約解除に伴う前払金返還利息
過年度分 先数1件 31,636円

2) 取得用地に未登記のものがあった。過年度分 595筆

3) 多摩川外河川工事(明許)外2件の変更契約について、変更契約は、概ね出来高部分が請負代金額の範囲を超えない時期までにすることと「建設工事の設計及び契約変更業務処理要領」に規定されているが、その時期を過ぎて変更契約を締結していた。

- 1) 嵌入について、次のとおり収入未済があった。

①水利使用料
過年度分 先数1件 92,977円

②道路使用料
過年度分 10,560円 平成24年度分 1,600円 合計 先数1件 12,160円

③工事契約解除に伴う前払金返還利息
過年度分 先数1件 31,636円

2) 取得用地に未登記のものがあった。過年度分 595筆

3) 多摩川外河川工事(明許)外2件の変更契約について、変更契約は、概ね出来高部分が請負代金額の範囲を超えない時期までにすることと「建設工事の設計及び契約変更業務処理要領」に規定されているが、その時期を過ぎて変更契約を締結していた。

- 1) 嵌入について、次のとおり収入未済があった。

①水利使用料
過年度分 先数1件 92,977円

②道路使用料
過年度分 10,560円 平成24年度分 1,600円 合計 先数1件 12,160円

③工事契約解除に伴う前払金返還利息
過年度分 先数1件 31,636円

2) 取得用地に未登記のものがあった。過年度分 595筆

3) 多摩川外河川工事(明許)外2件の変更契約について、変更契約は、概ね出来高部分が請負代金額の範囲を超えない時期までにすることと「建設工事の設計及び契約変更業務処理要領」に基づく、督促状を発付していなかったものがあった。

(指摘事項)なし

(指導事項)6件 (収入1、支出1、財産2、工事2)

1) 蔡入について、次のとおり収入未済があった。

①河川使用料 平成22年度分 先数1件 215,920円

②道路使用料 平成20年度分 先数1件 1,400円

2) 道路除雪業務委託契約について、作業1時間当たりの単価契約となっているが、使用機械、作業時間については業者の事後報告であり、使用機械の写真等がなく履行確認が不十分であった。

3) 取得用地に未登記のものがあった。

過年度分 243筆 平成24年度分 26筆 合計 269筆

4) 河川使用料の収入未済による河川敷地について、河川法第24条に基づく河川占用許可が平成20年10月1日から平成23年3月31日までとなっていたが、その後の占用許可の更新がされないまま河川敷地の占用が行われており、不法占用の状態となっていた。

5) 一般国道137号道路工事(明許) 先に1件の変更契約について、変更契約は、概ね出来高部分が請負代金額の範囲を超えない時期までにすることと「建設工事の設計及び契約変更事務処理要領」に規定されているが、その時期を過ぎて変更契約を締結していた。

6) 一般国道137号道路工事の変更契約について、工事金額の変更に係る工事打合簿が作成されていなかつた。

(注意事項)2件 (支出1、工事1)

(重点・行政監査)2件 (工事件数125件中6件抽出)

1) 変更契約は、概ね出来高部分が請負代金額の範囲を超えない時期までにすることと「建設工事の設計及び契約変更事務処理要領」に規定されているが、その時期を過ぎて変更契約を締結していた。(2件)(再掲)

2) 工事金額に係る変更契約をしていたが、工事打合簿が作成されていないものがあつた。

(1件)(再掲)

監査対象所属 出納局会計課

監査対象期間 平成24年度

監査実施日 平成25年8月2日、8月3日

監査の結果

指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかつた。

監査対象所属 出納局会計課

監査対象期間 平成24年度

監査実施日 平成25年5月23日、6月26日

監査の結果

(指摘事項)なし (指揮事項)1件 (契約1)

指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかつた。

監査対象所属 出納局会計課

監査対象期間 平成24年度

監査実施日 平成25年5月24日、7月3日

監査の結果

(指摘事項)なし (指揮事項)1件 (財産1)

1) 前回監査において、固定資産の耐用年数の相違による減価償却費の計算誤りを指摘し、その措置状況について確認したところ、当該固定資産5件中4件については、適正に修正されていたが、1件(フル及びトラック車庫)について、修正等の措置がされていなかつた。

(注意事項)なし

(指導事項)なし (契約2)

(指揮事項)なし (指揮事項)なし

(注意事項)2件 (契約2)

(指揮事項)なし (指揮事項)なし

(注意事項)1件 (契約1)

(指揮事項)なし (指揮事項)なし

(注意事項)1件 (契約1)

(指揮事項)なし (指揮事項)なし

(注意事項)1件 (契約1)

指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかつた。

監査対象所属 企業局電気課

監査対象期間 平成24年度

監査実施日 平成25年6月27～28日、7月23日

監査の結果

(指摘事項)なし (指揮事項)なし

(注意事項)1件 (契約1)

監査対象所属 企業局早川水系発電管理事務所

監査対象期間 平成24年度

監査実施日 平成25年5月24日、7月3日

監査の結果

(指摘事項)なし (指揮事項)なし

指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかつた。

監査対象所属 企業局笛吹川水系発電管理事務所

監査対象期間 平成24年度

監査実施日 平成25年5月30日、7月4日

監査の結果

(指揮事項)なし (指揮事項)なし

指揮事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかつた。

監査対象所属 企業局笛吹川水系発電管理事務所

監査対象期間 平成24年度

監査実施日 平成25年5月30日、7月4日

監査の結果

(指揮事項)なし (指揮事項)なし

指揮事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかつた。

監査対象所属 企業局笛吹川水系発電管理事務所

監査対象期間 平成24年度

監査実施日 平成25年5月30日、7月4日

監査の結果

(指揮事項)なし (指揮事項)なし

指揮事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかつた。

監査対象所属 企業局笛吹川水系発電管理事務所

監査対象期間 平成24年度

監査実施日 平成25年5月30日、7月4日

監査の結果

(指揮事項)なし (指揮事項)なし

指揮事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかつた。

監査対象所属	企業局 石和温泉管理事務所
監査対象期間	平成24年度
監査実施日	平成25年5月29日、7月4日

(指摘事項) 1件 (重点1)

1) 昨年度の定例監査において、収入未済に対する督促状が発付されていなかったこと及び延滞債権管理簿が作成されていなかったことについて、指導事項となっていたが、今年度の監査においても石和温泉給湯使用料の収入未済に督促状が発付がされていなかった。

また、延滞債権管理簿の作成についても、一部作成されておらず、指導事項としたことが改善されていなかった。

(指導事項) 1件 (収入1)
1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。

温泉供給収益収入

過年度分 11,823,923円 平成24年度分 5,342,384円

(注意事項) 1件 (契約1)

度内に履行確認がされていなかった。

(注意事項) なし

監査対象所属	教育厅 義務教育課
監査対象期間	平成24年度

(監査の結果)

監査実施日 平成25年7月9日、8月12日

(指摘事項) なし

(指導事項) 1件 (契約1)

1) 複写サービス契約において、単価契約の契約書に予定期量の記載がなかった。また、違約金条項の記載が単価契約のものとなつていなかった。

(注意事項) なし

監査対象所属	教育厅 高校教育課 (新しい学校づくり推進室)
監査対象期間	平成24年度

(監査の結果)

監査実施日 平成25年7月9日、8月12日

(指摘事項) なし

(指導事項) 1件 (重点1)

1) 教育奨励資金貸付金償還金保存されておらず、調定がなされていないものがあった。債権額 合計 433,000円

(指導事項) 5件 (収入1、重点2、契約2)
1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。

①教育奨励資金貸付金償還金
過年度分 12,395,000円 平成24年度分 475,200円 合計 先数 46件 12,870,200円
②地域改善対策高等学校等奨学資金返還金
過年度分 19,999,615円 平成24年度分 851,388円 合計 先数 30件 20,851,003円
③定期制課程等修学奨励金返還金
過年度分 先数 8件 761,000円

2) 地域改善対策高等学校等奨学資金について、奨学資金借用証書未提出のものが 32 件 55,729,730円あった。

3) 延滞債権管理簿に課内回覧されていることを確認できる押印がなかった。

4) 県立学校教育情報化推進事業のパソコン等の修理に関する委託契約において、単価契約の契約書に予定期量の記載がなかった。また、違約金条項の記載が単価契約のものとなつていなかった。さらに、貼付されている印紙税額に誤りがあった。

5) 教育情報ネットワーク整備事業に係るウイルス対策ソフトの更新に関する契約書において、「山梨県財務規則第109条の2各号に該当する場合は免除する」と記載されていて、契約保証金を免除する旨の表示が明確にされていなかった。

(注意事項) なし

監査対象所属	教育厅 社会教育課
監査対象期間	平成24年度
監査実施日	平成25年7月8日、8月12日

(監査の結果)

監査実施日 平成25年7月8日、8月12日

(指摘事項) なし

(指導事項) 1件 (収入1)

1) 山梨ごぶぎ塾学院学習費 (過年度分) に 710,000円の収入未済があった。

(注意事項) なし

監査対象所属	教育厅 学校施設課
監査対象期間	平成24年度
監査実施日	平成25年7月10日、8月12日

(監査の結果)

監査実施日 平成25年7月10日、8月12日

(指摘事項) なし

(指導事項) 1件 (契約1)

1) 平成24年度県立学校及び教育施設等自家用電気工作物保安管理業務委託契約において、年

監査対象所属	教育厅 福利給与課
監査対象期間	平成24年度
監査実施日	平成25年7月8日、8月12日

(監査の結果)

(指摘事項) なし

(指導事項) 1件 (契約1)

1) 平成24年度県立学校及び教育施設等自家用電気工作物保安管理業務委託契約において、年

監査対象所属	教育厅 学校施設課
監査対象期間	平成24年度
監査実施日	平成25年7月8日、8月12日

(監査の結果)

(指摘事項) なし

(指導事項) 1件 (収入1)

1) 山梨ごぶぎ塾学院学習費 (過年度分) に 710,000円の収入未済があった。

(注意事項) なし

監査対象所属	教育庁 スポーツ健康課（全国高校総体推進室）	
監査対象期間	平成24年度	監査の結果
監査実施日	平成25年7月16日、8月12日	監査の結果
(指導事項)	(指導事項)なし	
1) レンタカーのガソリンを資金前渡で購入していたが、物品購入報告書を作成していなかった。	2) 体育協会へ貸し出している車両について、物品貸与調書が作成されていなかった。	
(注意事項)	(注意事項)なし	
監査対象所属	教育庁 学術文化財課	
監査対象期間	平成24年度	監査の結果
監査実施日	平成25年7月10日、8月12日	監査の結果
(指摘事項、指導事項、注意事項)に該当するものはなかった。	(指摘事項)なし	
監査対象所属	議会事務局	
監査対象期間	平成24年度	監査の結果
監査実施日	平成25年8月11日～13日、8月26日	監査の結果
(指導事項)	(指導事項)なし	
(指導事項)	(支出1、給与1)	
1) 平成24年度政務調査費収支報告書において、研修の交通費として計上されているもののうち、添付されている領収書と金額が相違しているものがあった。	2) 四輪自動車を使用する者の通勤手当の認定において、第1号様式(通勤届)に所属長の氏名・印が記入されておらず、決裁を受けずに手当が支給されていたものが2件あった。	
(注意事項)	(注意事項)なし	
監査対象所属	人事委員会事務局	
監査対象期間	平成24年度	監査の結果
監査実施日	平成25年6月18日、8月21日	監査の結果
(指摘事項)	(指摘事項)なし	
(指導事項)	(契約1)	
1) 山梨県職員採用試験採点業務委託及び同試験適性検査判定業務委託契約は、単価契約であるが、違約金条項の記載内容が単価契約のものとなつていなかった。	(注意事項)なし	

指摘事項、指導事項、注意事項に該当するものはなかった。

監査対象所属	労働委員会事務局
監査対象期間	平成24年度
監査実施日	平成25年6月5日、8月23日
監査の結果	監査の結果
(指摘事項)	指摘事項、指導事項、注意事項に該当するものはなかった。

監査対象所属	警察本部
監査対象期間	平成24年度
監査実施日	平成25年7月29～30日、8月23日
監査の結果	監査の結果
(指摘事項)	指摘事項、指導事項、注意事項に該当するものはなかった。

監査対象所属	過年度分	合計
(指標事項)	3件	(収入1、支出1、工事1)
1)	歳入について、次のとおり収入未済があった。	
① 放置違反金	30,000円	平成24年度分 45,000円 合計 先数 4件 75,000円

監査対象所属	過年度分	合計
(指標事項)	先数 1件 45,600円	過年度分 先数 1件 45,600円
2)	一般交通信号機保守業務委託予定期の積算において、交通信号機の電球単価が、平成18年度以降変わっておらず、積算根拠が不明確であり、実例価格等を考慮したものとなつていなかった。	
3)	道路標示(脚踏歩道等)更新工事において、山梨県公共事業ポータルサイトの情報公開サービスで公表されている変更契約の内容が、変更設計書の理由・内容と一致していなかった。	

(注意事項)なし

発行者 山梨県

甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番